

～あなたの大切な人と財産を守るために～

# 自筆証書遺言書保管制度 相続登記の申請義務化

## に関する説明会

- 自筆証書遺言書保管制度
  - ・ 法務局に預けるメリットは？
  - ・ 制度の内容や利用方法は？
- 相続登記の申請義務化  
(令和6年4月1日スタート)
  - ・ いつまでに登記すればいいの？
  - ・ 登記をしないと、どうなるの？



遺言書係かんガルー

**参加無料**  
・  
**事前予約**

### 日程

令和6年6月25日(火) 14:00～15:00  
7月16日(火) 10:00～11:00  
8月7日(水) 14:00～15:00

### 会場

静岡地方法務局(供託課)・沼津支局  
富士支局・下田支局・浜松支局  
掛川支局・藤枝支局・袋井支局  
(ウェブ会議システムで各支局に中継します)

**参加申込みは、お電話にて承ります。**  
(席数には限りがございますので、お電話にてご確認ください。)

静岡地方法務局	TEL054-254-3555	(静岡市葵区追手町9-50静岡地方合同庁舎)
沼津支局	TEL055-923-1201	(沼津市杉崎町6-20)
富士支局	TEL0545-53-1200	(富士市中央町二丁目7-7富士法務総合庁舎)
下田支局	TEL0558-22-0534	(下田市西本郷2-5-33下田地方合同庁舎)
浜松支局	TEL053-454-1396	(浜松市中央区中央1-12-4浜松合同庁舎)
掛川支局	TEL0537-22-5538	(掛川市亀の甲2-16-2掛川法務総合庁舎)
藤枝支局	TEL054-641-1158	(藤枝市青木一丁目4-1)
袋井支局	TEL0538-42-3545	(袋井市袋井366)